

M&Aの法的リスクにはこう対応する

情報管理

M & A の内部検討を開始した段階

において、最も注意を払うべきは情報管理である。
M & A のストラクチャーいかんではあるものの、多くのケースにおいて

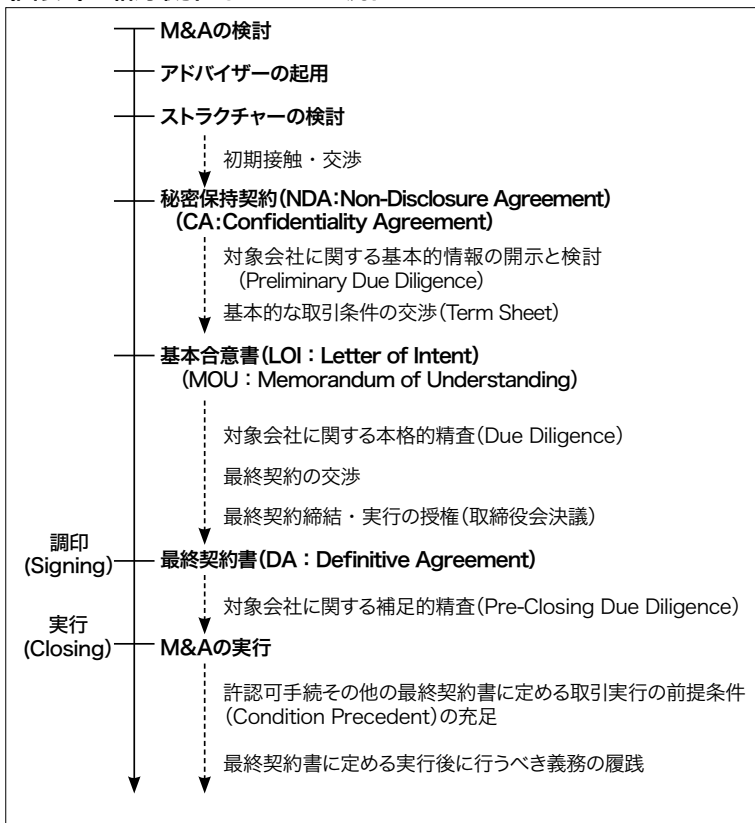
「金商法」という166条や167条に規定する重要事実が該当する。たとえば、金商法上、重要事実（インサイダー

情報）として、子会社の異動を伴う株式または持分の取得または処分が決定された場合が規定されており（金商法166②一ヨ、金商令28二）、M & A が株式の取得の形態で行われる場合、これに該当する。なお、重要事実に関しては軽微基準が定められており、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令において、取引が当該会社の売上や資産等の一定の基準に満たない場合には、これに該当しないとされているため、内部検討の

第2章

インサイダー取引のリスクに要注意 内部検討段階での留意ポイント

(図表1) 相対取引によるM&Aの流れ



(図表2) オークション形式によるM&Aの流れ

